

2024年6月1日現在

重要事項説明書

1 事業者の概要

運営法人	エリオス株式会社
代表者	代表取締役 馬場 亮
所在地	〒179-0074 東京都練馬区春日町3丁目33番38号

2 事業所の概要

2.1 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ホウカン TOKYO 練馬
所在地	〒179-0074 東京都練馬区春日町3丁目33番38号
指定認可	介護保険事業所番号：1362090597 健康保険訪問看護ステーションコード：7392426
管理者	三浦 あすか

2.2 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員	
		常勤	非常勤
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名	—
訪問看護師	主治医の指示に基づき必要な看護サービスを行います。	5名	1名
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションを行います。	0名	5名
作業療法士		0名	0名
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリを行います。	0名	0名

2.3 営業日と営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで 年末年始、土日祝日はお休みとさせていただきます (毎年11月末日までに書面にてお伝えします)	9:00 ~ 18:00

※ご利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行います。

2.4 事業所の通常業務を実施する地域

練馬区・板橋区・杉並区・中野区

3 事業所の運営方針

当ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

また必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めるとともに、関係市区町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

4 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員に代わり理学療法士や作業療法士等が訪問します。指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供します。

5 利用料金

介護保険の場合	添付別紙【訪問看護利用料金】介護保険適用（非課税）の通り
医療保険の場合	添付別紙【訪問看護利用料金】医療保険適用（非課税）の通り
保険適用外の場合	
交通費とキャンセル	添付別紙【訪問看護利用料金】保険適用外（税込）の通り

6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、身元引受人（緊急連絡先）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

7 事故処理

サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡をし、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際してとった処置について記載し、その完結の日から2年間保存します。

利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

また、上記に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。

9 ご連絡（相談・苦情・キャンセル等）の窓口

電話番号	03-5848-3860
受付時間	9：00～17：00
窓口担当者	三浦 あすか
ご相談や苦情につきましては、管理者及び、担当訪問看護師・担当訪問リハビリ専門職が対応します。	
不在時は「苦情相談記録表」により管理者及び、担当訪問看護師・担当訪問リハビリ専門職に引き継ぎます。	

※当該事業所以外に区役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【練馬区】練馬区保健福祉サービス苦情調整委員

受付 8:30～17:15（土日祝・年末年始除く） 電話 03-3993-1344

【板橋区】板橋区介護保険苦情相談室

受付 9:00～17:00（土日祝・年末年始除く） 電話 03-3579-2079

【杉並区】杉並区保健福祉部介護保険課事業者係

受付 8:30～17:15（土日祝・年末年始除く） 電話 03-3312-2111

【中野区】中野区介護・高齢者支援課介護事業者係

受付 8:30～17:00（土日祝・年末年始除く） 電話 03-3228-8878

東京都国民健康保険連合会（国保連）苦情相談窓口

受付 9:00～17:00（土日祝・年末年始除く） 電話 03-6238-0177

以上

【 訪問看護利用料金 】 介護保険適用（非課税）

●要介護

サービス内容	サービス提供時間	単位数*	利用料 (10割)	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護Ⅰ-1・時間内	1回20分未満	314	3,579円	358円	716円	1,074円
訪問看護Ⅰ-2・時間内	1回30分未満	471	5,369円	537円	1,074円	1,611円
訪問看護Ⅰ-3・時間内	1回30分以上1時間未満	823	9,382円	939円	1,877円	2,815円
訪問看護Ⅰ-4・時間内	1回1時間以上1時間30分未満	1,128	12,859円	1,286円	2,572円	3,858円
訪問看護Ⅰ-5	リハビリ20分	294	3,351円	336円	671円	1,006円
訪問看護Ⅰ-5	リハビリ40分(294単位×2)	588	6,703円	671円	1,341円	2,011円
訪問看護Ⅰ-5 2超	リハビリ60分(265単位×3)	795	9,063円	907円	1,813円	2,719円
訪問看護Ⅰ-5 減算	リハビリ20分につき	-8	-91円	-10円	-19円	-28円
初回加算Ⅰ(退院又は退所日に初回訪問)		350	3,990円	399円	798円	1,197円
初回加算Ⅱ(Ⅰ以外)		300	3,420円	342円	684円	1,026円
退院時共同指導加算		600	6,840円	684円	1,368円	2,052円
特別管理加算Ⅰ(1ヶ月に1回)		500	5,700円	570円	1,140円	1,710円
特別管理加算Ⅱ(1ヶ月に1回)		250	2,850円	285円	570円	855円
長時間訪問看護加算		300	3,420円	342円	684円	1,026円
複数名訪問看護加算Ⅰ (複数の看護師等による場合)	(30分未満) (30分以上)	254 402	2,895円 4,582円	290円 459円	579円 917円	869円 1,375円
複数名訪問看護加算Ⅱ (看護師等と看護補助者による場合)	(30分未満) (30分以上)	201 317	2,291円 3,613円	230円 362円	459円 723円	688円 1,084円
緊急時訪問看護加算Ⅱ(1ヶ月に1回)		574	6,543円	655円	1,309円	1,963円
看護・介護職員連携強化加算(要介護者のみ)		250	2,850円	285円	570円	855円
連携型定期巡回・隨時対応型訪問看護	(要介護1~4) (要介護5)	2,961 3,761	33,755円 42,875円	3,376円 4,288円	6,751円 8,575円	10,127円 12,863円
専門管理加算ⅠおよびⅡ		250	2,850円	285円	570円	855円
口腔連携強化加算		50	570円	57円	114円	171円
ターミナルケア加算(死亡月につき1回)		2,500	28,500円	2,850円	5,700円	8,550円

●要支援（介護予防訪問看護）

サービス内容	サービス提供時間	単位数*	利用料 (10割)	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問看護Ⅰ-1・時間内	1回20分未満	303	3,454円	346円	691円	1,037円
介護予防訪問看護Ⅰ-2・時間内	1回30分未満	451	5,141円	515円	1,029円	1,543円
介護予防訪問看護Ⅰ-3・時間内	1回30分以上1時間未満	794	9,051円	906円	1,811円	2,716円
介護予防訪問看護Ⅰ-4・時間内	1回1時間以上1時間30分未満	1,090	12,426円	1,243円	2,486円	3,728円
介護予防訪問看護Ⅰ-5	リハビリ20分	284	3,237円	324円	648円	972円
介護予防訪問看護Ⅰ-5	リハビリ40分(284単位×2)	568	6,475円	648円	1,295円	1,943円
介護予防訪問看護Ⅰ-5 2超	リハビリ60分(142単位×3)	426	4,856円	486円	972円	1,457円
介護予防訪問看護Ⅰ-5 減算	リハビリ20分につき	-8	-91円	-10円	-19円	-28円
介護予防訪問看護Ⅰ-5 12月超減算	リハビリ20分につき	-15	-171円	-18円	-35円	-52円
初回加算Ⅰ(退院又は退所日に初回訪問)		350	3,990円	399円	798円	1,197円
初回加算Ⅱ(Ⅰ以外)		300	3,420円	342円	684円	1,026円
退院時共同指導加算		600	6,840円	684円	1,368円	2,052円
特別管理加算Ⅰ(1ヶ月に1回)		500	5,700円	570円	1,140円	1,710円
特別管理加算Ⅱ(1ヶ月に1回)		250	2,850円	285円	570円	855円
長時間訪問看護加算		300	3,420円	342円	684円	1,026円
複数名訪問看護加算Ⅰ	(30分未満)	254	2,895円	290円	579円	869円
(複数の看護師等による場合)	(30分以上)	402	4,582円	459円	917円	1,375円
複数名訪問看護加算Ⅱ	(30分未満)	201	2,291円	230円	459円	688円
(看護師等と看護補助者による場合)	(30分以上)	317	3,613円	362円	723円	1,084円
専門管理加算ⅠおよびⅡ		250	2,850円	285円	570円	855円
口腔連携強化加算		50	570円	57円	114円	171円
緊急時訪問看護加算Ⅱ(1ヶ月に1回)		574	6,543円	655円	1,309円	1,963円

*所在地が1級地の事業所（サテライト含む）は、1単位=11.4円が適用されます。

注①④ 看護師による訪問看護です。准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

注②⑤ PT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)によるリハビリです。上限は週120分迄になります。

注③ 看護師による訪問看護です。准看護師による訪問が1回でもある場合は基本単位数×98%になります。

※ 夜間・早朝（06時～08時・18時～22時）は25%増し、深夜（22時～06時）は50%増しになります。

※ 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合、基本単位数の10%減となります。

※ 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合、基本単位数の10%減となります。

1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合、基本単位数の15%減となります。

※ 特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算は区分限度支給額の算定対象外です。

【 訪問看護利用料金 】 医療保険適用（非課税）

各種健康保険・公費医療制度が適用されますので、健康保険証・健康保険高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証・健康手帳をご提示ください。

●医療保険 基本利用料

訪問回数/負担割合			利用料 (10割)	※基本 療養費	管理 療養費	利用者負担額		
月の初日	週3日まで					1割負担	2割負担	3割負担
	週4日以降 (看護) (リハビリ)		13,220円 14,220円 13,220円	5,550円 6,550円 5,550円	7,670円 7,670円 7,670円	1,320円 1,420円 1,320円	2,640円 2,840円 2,640円	3,970円 4,270円 3,970円
2日目以降	週3日まで		8,550円	5,550円	3,000円	860円	1,710円	2,570円
	週4日以降 (看護) (リハビリ)		9,550円 8,550円	6,550円 5,550円	3,000円 3,000円	960円 860円	1,910円 1,710円	2,870円 2,570円
同日 2回目			4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
同日 3回目			8,000円	—	—	800円	1,600円	2,400円

※准看護師が訪問をした場合、基本療養費は5,550円→5,050円、6,550円→6,050円となります。

※1回あたり30分以上1時間30分未満です。

●精神科訪問看護 基本利用料

訪問回数/負担割合			利用料 (10割)	※精神科基 本	管理 療養費	利用者負担額		
月の初日	週3日まで	30分未満				1割負担	2割負担	3割負担
		30分以上	11,920円 13,220円	4,250円 5,550円	7,670円 7,670円	1,190円 1,320円	2,380円 2,640円	3,580円 3,970円
2日目以降	週4日以降	30分未満	12,770円	5,100円	7,670円	1,280円	2,550円	3,830円
		30分以上	14,220円	6,550円	7,670円	1,420円	2,840円	4,270円
週3日まで	30分未満		7,250円	4,250円	3,000円	730円	1,450円	2,180円
		30分以上	8,550円	5,550円	3,000円	860円	1,710円	2,570円
週4日以降	30分未満		8,100円	5,100円	3,000円	810円	1,620円	2,430円
		30分以上	9,550円	6,550円	3,000円	960円	1,910円	2,870円
同日 2回目			4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
同日 3回目			8,000円	—	—	800円	1,600円	2,400円

※准看護師が訪問をした場合、基本療養費は5,550円→5,050円、6,550円→6,050円となります。

●月料金

	利用料 (10割)	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算口	6,520円	650円	1,300円	1,960円
特別管理加算（Ⅰ）重症度等の高いもの	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）上記以外	2,500円	250円	500円	750円

●下該当する場合

	利用料 (10割)	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
退院支援指導加算（退院日当日の累計が90分以上）	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレス加算	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算（90分以上）	5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算（月14日まで）	2,650円	270円	530円	800円
緊急訪問看護加算（月15日以上）	2,000円	200円	400円	600円
早朝・夜間訪問加算（6-8・18-22）	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22-6）	4,200円	420円	840円	1,260円
乳幼児加算（6歳未満）	1,300円	130円	260円	390円
乳幼児加算（6歳未満かつ厚生労働大臣が定める者）	1,800円	180円	360円	540円
複数名訪問看護加算	4,500円	450円	900円	1,350円
複数名訪問看護加算(准看)	3,800円	380円	760円	1,140円
複数名訪問看護加算(他の看護師等又は看護補助者)	3,000円	300円	600円	900円
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円
情報提供療養費1.2.3	1,500円	150円	300円	450円
専門管理加算	2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

注①

注②

注③

注①：正看護師、正看護師等の組合せでサービス提供を行った場合。（週1回まで可）

注②：正看護師、准看護師の組合せでサービス提供を行った場合。（週1回まで可）

注③：正看護師、他の看護師等又は看護補助者の組合せでサービス提供を行った場合。（週3回まで可）

【 訪問看護利用料金 】 保険適用外（税別）

- 医療保険・介護保険制度を利用せずに提供する訪問看護・リハビリテーション。

医療保険の場合は90分を、介護保険の場合は予定時間を超過して提供する訪問看護・リハビリテーション。

	平日			土日祝	
	09~18時	夜間・早朝	深夜	09~18時	左記以外
30分まで	5,300円	6,625円	7,950円	5,830円	8,745円
60分まで	9,300円	11,625円	13,950円	10,230円	15,345円
90分まで	12,800円	16,000円	19,200円	14,080円	21,120円
以降30分毎	3,400円	4,250円	5,100円	3,740円	5,610円

- 亡くなられた後のお清め料と処置材料費：20,000円

- 交通費 通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費をいただきます。

- キャンセル料（但し、ご利用者の様態の急変など、緊急をやむを得ない事情がある場合を除く。）

利用日の前日までのご連絡：無料／利用日のご連絡（及びご連絡なしの場合）：2,000円

- その他ご相談に応じます